

日本学生支援機構の貸与奨学金(収入基準)の審査における
貸与額算定基準額の算定のための課税証明書の見方(2023年度における予約採用版)

【この資料は、2023年度に申し込む貸与奨学金の予約採用向けです。】

令和5年度(令和4年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例)

第 〇〇〇 号

納税義務者	住所	■■県▲▲市市谷本村町10-7
	氏名	機構 次郎
	生年月日	平成7年4月1日

合計所得金額	2,487,200 円
所得の内訳	
給与所得	2,487,200 円
雑所得	0 円
事業所得	0 円
不動産所得	0 円
譲渡所得	0 円
一時所得額	0 円
【以下余白】	
収入	
給与収入	3,787,000 円
公的年金収入	0 円
繰越控除	0 円
総所得金額等	2,487,200 円
【備考】	

所得控除合計額	1,558,050 円
所得控除の内訳	
控除対象配偶者	一般老人・その他の同一生計配偶者
配偶者特別控除	0 円
扶養親族	特定 0 人
	老人(うち同居) 0 人
	その他 1 人
扶養障害者	特別(うち同居) 0 人
	他障害 0 人
本人該当	障害者(特別・原爆・他障害) 0 人
	寡婦・ひとり親 寡婦・ひとり親
	勤労学生 -
	未成年 -
雑損	0 円
医療費	0 円
小規模企業共済等掛金	0 円
社会保険料	568,050 円
生命保険料	0 円
地震保険料	0 円
16歳未満扶養親族	1 人
課税標準額	929,000 円
課税総所得金額	929,000 円
課税山林所得金額	0 円
【以下余白】	

市県民税	市民税	県民税
税額控除前所得割額	74,320 円	18,580 円
(税源移譲前)	(55,740 円)	(37,160 円)
税額調整控除額	6,000 円	1,500 円
(税源移譲前)	(4,500 円)	(3,000 円)
住宅借入金等特別税額控除額	0 円	0 円
(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
寄附金税額控除額	0 円	0 円
(税源移譲前)	(0 円)	(0 円)
【以下余白】		
税額調整額	0 円	0 円
減免前所得割額	68,300 円	17,000 円
減免税額	0 円	0 円
所得割額	68,300 円	17,000 円
(税源移譲前)	(51,200 円)	(34,100 円)
均等割額	4,000 円	1,000 円
市県民税額		90,300 円

上記について相違ないことを証明する。

令和5年7月1日

■■県▲▲市長 機構 太郎
長■■
印市県

上記の課税証明書は一例であり、特定の市町村のものではありません。課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)の書式は自治体によって大きく異なります。

自治体により、例に記載されている項目が存在しなかったり、名称が異なったりする場合があります。

ただし、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では、貸与額算定基準額は算定できません。

上記の例では、貸与額算定基準額の算定に直接用いない項目は、背景をグレーで表示しています。なお、下記は令和5年度(2023年度)の税情報を用いた見方です。

- 課税証明書の「年度」は、「その年度の前の年の収入」に関するものです。奨学金に申し込んだ時期や適格認定の時期により、審査で参照する年度は異なります。
- 氏名が生計維持者本人のものである必要があります。
なお、貸与奨学金の家計基準の審査は、全ての生計維持者の貸与額算定基準額を合算した額により行います。
- 本人該当の区分が障害者・寡婦又はひとり親・未成年のいずれかに該当する方で、合計所得金額が135万円以下である場合は、貸与額算定基準額が0円になります。
なお、「本人該当」の「本人」は課税証明書の氏名の方を指します。また、自治体によっては、未成年かどうかは区分に掲載されない場合があります。
このとき、未成年かどうかの判定は、生年月日を参照したうえで、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日(上記の例では、2023年1月1日)になされています。
- 総所得金額等が以下の計算式により算定された金額以下である場合、貸与額算定基準額が0円になります。
 $35万円 \times (1 + \text{扶養親族の数} \star 1) + (32万円 \star 2) + 10万円$
★1 扶養親族の数とは、以下の合計です。
・控除対象配偶者(自治体によっては「同一生計配偶者」表記)に一般または老人またはその他の同一生計配偶者が該当している場合、1人。
・扶養親族の、特定と老人とその他(自治体によっては「一般」)の人数の合計。なお、老人の同居は内数なので合算しないでください。
・16歳未満扶養親族の人数。
★2 扶養親族の数が1人以上である場合のみ、32万円を加算します。
なお、「総所得金額等」が記載されていない場合、「合計所得金額」から「繰越控除」(繰越損失)を差し引いた額が「総所得金額等」です。
繰越控除がない場合、総所得金額等と合計所得金額は同額です。総所得金額等の記載がある場合、繰越控除は使いません。
- 上記③④に該当せず、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日時点で生活保護法に定める生活扶助を受給していない場合には、以下により貸与額算定基準額を算定します。
課税標準額 $\times 6\% - \text{調整控除額} \star$ 計算結果100円未満切り捨て
★ 課税者が政令指定都市である場合、調整控除額を3/4します。
・課税標準額について
所得割額の基礎となる金額で、総所得金額等から所得控除合計額を差し引いたものを指します。これに税率をかけたものが所得割になります。
課税標準額が明示されていない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です。
・調整控除額について
平成19年度に国から地方への税源移譲があった際、納税者の負担が増加しないよう、控除が設けられたものです。
貸与額算定基準額の算定に必要なのは、地方税法第314条の6に基づく市町村民税の調整控除額です。
都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。
・申込者本人を扶養控除情報(その他)の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が2004/1/2~2004/4/1いずれかの日(上記の例の場合。)である場合、さらに7,200円を控除します。
- 全ての生計維持者の貸与額算定基準額を合算した後、以下のいずれかに該当する場合は控除を行います。控除により0円未満となる場合は0円とします。
・多子世帯控除
申込時に申告のあった世帯の子の数と、④扶養親族のうち特定とその他(自治体によっては「一般」)と16歳未満扶養親族の数の合計のいずれか低い方(以下、「子の数」といいます)が3人以上である場合、貸与額算定基準額の合計から「4万円 \times (子の数 - 2)」を控除します。
・ひとり親控除
「生計維持者が1人のみであって、その人が申込者本人の父か母のいずれかである」もしくは「③本人該当区分のうち寡婦又はひとり親に該当する」のいずれかに該当する場合、貸与額算定基準額の合計から4万円を控除します。
- 上記の例を用いた具体的な計算方法(この証明書の発行者[課税者]▲▲市は政令指定都市とします。)
(1) 上記③の基準については、障害者・寡婦又はひとり親・未成年のいずれでもなく、合計所得金額が135万円を超えるので、該当しません。
(2) 上記④の基準については、計算結果182万円(=35万円 \times (1+3人) + 32万円 + 10万円)となりますが、総所得金額等のほうが多いので、該当しません。
(3) 上記③④の基準に当てはまらなかったため、上記⑤により計算すると、貸与額算定基準額は51,200円(929,000円 $\times 6\% - (6,000円) \times 3/4 = 51,240円$)から100円未満を切り捨てになります。